

同志社大学障がい学生支援に関する指針（ガイドライン）

2013年2月28日制定

改正 2015年2月19日 2017年11月9日
2019年1月17日

本指針（ガイドライン）は、同志社大学における障がいのあるすべての学生に関わる修学支援について定めるものとする。

1. 基本原則

- 1) 同志社大学は、本学に在籍する障がいのある学生が健常の学生と等しい条件のもとで、学生生活を送れるよう授業保障、情報保障を中心に修学支援を行うものとする。
- 2) 学長は、本指針（ガイドライン）に定める目的を達成し、効果的な支援を遂行するため必要な規程の整備、予算措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3) 修学支援は、本学におけるこれまでの先進的な取組みをもとに行うものとする。
なお、支援内容の判断が困難な場合には、障害者基本法および障害者差別解消法に定める「合理的配慮」並びに文部科学省の「障害のある学生の修学支援に関する検討会」報告（第二次まとめ）が定める基準、取扱いを参考とする。
※「合理的配慮」等については、別紙、【参考】資料参照。
- 4) 障がいのある学生に対する修学支援は、原則として本人（必要に応じて保護者等の関係者（以下「保護者等」という）を含むことがある）からの支援要請に基づき行うものとする。ただし、本人からの申出ができない場合においても、当該学生が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、大学から当該学生に対して働きかけるものとする。
- 5) 成績評価については、「ダブル・スタンダード」は設けない。その他、具体的な修学支援内容は、原則として受験時、入学時、学年変更時の面談の際、大学（学部、障がい学生支援室等）と本人（必要に応じて保護者等を含むことがある）が、十分な合意形成・共通理解を図ったうえで決定し、大学から提供するものとする。
ただし、支援内容の決定時期については、本人の障がいの程度、合意形成・共通理解が得られた時期等を勘案し、柔軟に対応するものとする。

2. 修学支援内容について

- 1) 前掲の基本原則のもとに、障がいのある学生の一人ひとりの修学支援の要望に基づき、大学の関係部署が緊密に連携、協力して個別対応を行う。
 - 2) 個別対応の具体的事例は、別途、定める。
3. この指針（ガイドライン）に関する事務は、学生支援センター障がい学生支援室が行う。
 4. この指針（ガイドライン）の改廃は、学生主任会議の審議を経て、学長が決定する。

付 則

この指針（ガイドライン）は、2019年4月1日から施行する。

【参 考】

- 1) 国連・障害者の権利に関する条約について
 - ・「障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」という。）」は、2006年12月に国連総会で採択され、2008年5月に発効した。日本は、2007年9月に同条約に署名しており、2011年8月に障害者基本法の改正を行い、2013年度に障害者差別解消法が制定され、2016年度に施行された。
 - ・「障害者権利条約」では、第24条（教育）において、教育についての障がい者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障がい者を内包する教育システム等を確保することとし、その権利を確保するものひとつとして、「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること」とする。
- 2) 高等教育における「合理的配慮」について
 - ・高等教育における「合理的配慮」（reasonable accommodation の訳語）の定義については、2017年3月に出た文部科学省の「障害のある学生の修学支援に関する検討会」報告（第二次まとめ）（以下、「報告（第二次まとめ）」という。）で定めたものに準拠するものとする。
 - ・「障害者差別解消法」第8条第1項では、「事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」、第2項では、「事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない」としている。
- 3) 障がいのある学生の定義とその範囲について
 - ・障害者基本法第2条（障害者差別解消法第2条も同様）では、障がい者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害（以下、「障害」という。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定める。また、社会的障壁とは、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定義している。

したがって、「障がいのある学生」の範囲は、「障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生」とする。（報告（第二次まとめ））
- 4) 学生の範囲、学生の活動の範囲等その他の事項について
 - ・学生の範囲（正規学生、科目等履修生、聴講生、留学生など）、活動の範囲（授業、課外活動、学校行事等）、合理的配慮の考え方（機会の確保、情報公開、決定過程、教育方法等、支援体制、施設・設備）については、報告（第二次まとめ）の定めに準拠するものとする。
 - ・上記に記載したもの以外で、その他必要となる事項については、当面の間、報告（第二次まとめ）の定めに準拠するものとする。